

事業者向け暮らし応援商品券 Q & A (申請者向け)

Q 1. 申請をしていないのに商品券が郵送されてきたが、どういうことか。

A 1. 今年度は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響により厳しい経済状況にある事業者の方を対象に、商品券を送付させていただくことになりました。

なお、昨年度に実施いたしました稲敷市物価高騰等対策経営継続支援金(法人10万円、個人事業主5万円を支給した事業)の申請をされた方については、手続きの簡素化を図るため、申請をいただかなくても市から商品券を郵送いたしますので、お受け取りください。

ただし、商品券の交付は1対象事業者につき1回限りですので、商品券を受け取った事業者の方が改めて交付申請することはできません。

仮に、1度商品券を交付された方が申請書類を提出しても、再度商品券を受給することはできませんので、ご了承願います。

Q 2. 中小企業者等とは何か。

A 2. 中小企業基本法第2条第1項で定める中小企業者に、社会福祉法人等を加えたものです。具体的には、下記の①～③に該当する法人のことを指します。

①会社法上の法人：株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社

②士業法人：法律に基づく弁護士法人、監査法人、税理士法人、行政書士法人、司法書士法人、特許業務法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人

③その他の法人：社会福祉法人、医療法人、一般社団財団法人、特定非営利活動法人、農事組合法人、農業法人

(参考) 中小企業基本法では中小企業者の範囲と小規模企業者の定義を次の表のように規定しています。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

Q 3. 個人事業主とは何か。

A 3. 原則として開業届を提出している個人となります。なお、開業届を提出していない場合には、主たる収入を事業所得として確定申告した個人、及び雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入を雑所得・給与所得として確定申告しており被雇用者、被扶養者ではない個人を指します。(フリーランスを含みます。)

Q 4. 「雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入を雑所得・給与所得として確定申告した個人」とは、どんな職業か。

A 4. 会社や団体に所属せず自由に仕事をする職業で、具体的には、ウェブライターやデザイナー、システムエンジニアやカメラマンなどが考えられます。

Q 5. 創業間もないため、確定申告書を提出できない場合はどうしたら良いか。

A 5. 確定申告書の代わりに、法人の場合は法人設立届出書の写し、個人事業主の場合は個人事業の開業・廃業等届出書の写しを提出してください。なお、各書類は令和5年6月1日以前に提出しているものに限りです。

Q 6. 直近で法人成りしたため、法人税の確定申告書が提出できない場合どうすれば良いか。

A 6. 個人事業主としての令和4年分の確定申告書第一表及び第二表の写し、新たに設立した法人の法人設立届出書の写しと履歴事項全部証明書の写しを提出してください。

Q 7. 本社や本店は市外にあるが、事業所が市内にあれば申請できるか。

A 7. 市内に事業所があって事業を営んでいれば、本社や本店が市外にあっても申請できます。

事業所とは、物の生産またはサービスの提供が、従業者と設備を有して、一定の場所において継続して行われていることをいい、具体的には、支店、商店、工場、事務所、営業所などのことです。事業を営む事業所の実態がない方は申請できません。

この場合、市内に事業所があることが分かる以下に記載した書類を提出してください。

- ・市内の事業所を所有又は賃貸していることが分かるもの
(自己所有の場合は建物の登記事項証明書、賃貸借の場合は賃貸借契約書の写し等)
- ・市内の事業所の現況が分かるもの(ホームページや事業所等の内観及び外観の写真等)
- ・営業許可等が必要な業種については、申請日時点で有効な営業許可証等の写し

Q 8. 農家は対象になるか。

A 8. 原則として農家(確定申告において農業所得をあげている方)は対象になりません。

ただし、稲敷市内に事業所を有する中小企業者等または個人事業主であって、主な収入が農業以外の方(例:収入が理容業300万円、農業100万円の方)は対象になります。なお、主な収入が農業以外の方であっても、昨年度実施した稲敷市農業用肥料価格高騰対策事業及び今年度実施する稲敷市畜産農家物価高騰対策事業による補助金の交付を受ける方は対象になりません。

Q 9. 個人事業主で、事業収入以外に給与収入や年金収入があるが、対象となるか。

A 9. 給与収入が主たる収入の方は対象となりませんが、年金収入が主たる収入であっても、事業収入があれば対象となります。

(例1) 事業収入100万円、給与収入150万円、年金収入50万円の場合は、給与収入が主たる収入のため対象外。

(例2) 事業収入50万円、年金収入100万円の場合は、年金収入が主たる収入だが事業収入があるため対象となる。

Q 10. 不動産賃貸業のみの個人事業主は、支援金の対象となるか。

A 10. 不動産賃貸業を営む個人事業主については、不動産貸付業及び駐車場業として個人事業税が課税される基準を満たす場合に対象となります。主な判断基準は下記の表のとおりです。

不動産の貸付区分		判断基準
建物	一戸建てのもの	5棟以上
	一戸建て以外のもの (アパート・貸間など)	10室以上
土地	駐車場	駐車台数10台以上

また、確定申告書に添付する収支内訳書(不動産所得用)、貸付している建物の棟数や部屋数、駐車台数が分かるものなど、事業として営んでいることが確認できる書類を提出してください。

Q 11. 個人事業主で、令和4年分は所得税がかからないため税務署から確定申告は不要だと言われ、申告をしていない場合、どうすれば良いか。

A 11. 市民税(住民税)については申告する必要がありますので、市民税(住民税)の申告書の写しを提出してください。

Q 1 2. 廃業する予定もしくは廃業しているが、申請できるか。

A 1 2. 申請時点において廃業を予定していた場合は、申請できません。万が一、廃業しているにもかかわらず商品券を受給された場合は返還を求めます。

Q 1 3. 市税等を滞納している場合は申請できるか。

A 1 3. 市税等の滞納があっても、商品券の申請は可能です。

Q 1 4. 他の物価高騰等対策に係る支援金を受給している場合、申請できるか。

A 1 4. 昨年度実施した稲敷市農業用肥料価格高騰緊急対策事業に基づく補助金を受給している場合、今年度実施する稲敷市畜産農家物価高騰対策事業に基づく補助金を受給する場合は申請することはできません。

Q 1 5. 申請書類を入手するには、どうしたら良いか。

A 1 5. 市公式ホームページからダウンロードして入手するか、市役所 2 階の企業誘致推進室窓口でお受け取りください。窓口で受け取れる時間は、平日（祝日を除く）の 8 時 30 分から 1 7 時 1 5 分までです。個別に送付することはできかねます。

Q 1 6. 申請書類はどのように提出すれば良いか。

A 1 6. 下記の 3 つのいずれかの方法で申請書類を提出してください。

なお、昨年度に実施いたしました稲敷市物価高騰等対策経営継続支援金（法人 1 0 万円、個人事業主 5 万円を支給した事業）の申請をされた方については、市から商品券を郵送いたしますので、申請不要です。

○電子メールの場合は、下記メールアドレスへ申請書類のデータを送信してください。

【提出先のメールアドレス】 r5syoughinken@city.inashiki.lg.jp

※申請書類を添付ファイルで送付するときは、下記の①～③にご留意ください。

①メールの件名は、「商品券申請 ○○○○（申請者の氏名）」としてください。

②添付ファイルの容量の上限は 7MB です。容量の上限を超えてしまう場合は、複数のメールに分けて送信してください。

③添付ファイルの形式は、できるだけ PDF 形式としてください。

・事務局で送信されたメールを確認した後、受信完了メールを手動で返信します。

メールを送信してから 3 営業日以内に受信完了メールが届かない場合は、お手数ですが事務局へお問い合わせください。

○郵送の場合は、申請書類には個人情報が含まれておりますので、レターパックや簡易書留など、信書が送れ、追跡ができる方法を使って下記宛先まで送付してください。送料は、申請者側でご負担をお願いいたします。

【宛先】〒300-0595 稲敷市犬塚 1570 番地 1

稲敷市役所 企業誘致推進室 事業者向け商品券事務局 宛

○市役所へ直接持参する場合は、稲敷市役所 2 階の企業誘致推進室の窓口へお越しください。

Q 1 7. 税務署に確定申告書を提出したが、申告書の控えに税務署の收受日付印の押印がない場合どうすれば良いか。

A 1 7. e-Tax を利用して申告した場合は、受付日時・受付番号が印字されていることが必要です。e-Tax による申告で受付日時が印字されていない場合は、申告データ送信後に送付される「受信通知」の画面を印刷して提出してください。

確定申告書の控えに收受日付印の押印や受付日時の印字がない場合は、納税地を所轄する税務署にて発行される令和 4 年分の「納税証明書（その 2 所得金額用）」を申告書の控えと併せて提出してください。

Q 1 8. 申請の受付期間はいつまでか。

A 1 8. 令和5年9月15日（金）から令和6年1月31日（水）までです。
電子メールの場合は令和6年1月31日までに提出先のメールアドレスへ送信されたもの、郵送の場合は令和6年1月31日の消印有効とします。

Q 1 9. 申請から商品券の交付までの期間はどのくらいか。

A 1 9. 申請を受け付けた後、書類の内容を審査いたします。書類の不備等があった場合は、審査に時間を要しますので、ご了承ください。
審査終了後、交付決定の場合は申請者の住所宛に交付決定通知と商品券を簡易書留で送付いたします。不交付の場合は、不交付決定通知を普通郵便で送付いたします。
申請書類に不備等がなければ、申請から商品券の発送まで1週間程度を見込んでおりますので、お手元に届くまでお待ちください。
万が一お手元に届かない場合は、送付状況を確認いたしますので、稲敷市企業誘致推進室（TEL:029-892-2000）までお問い合わせください。

Q 2 0. 申請書類の審査状況を知りたい。

A 2 0. 多数の申請が予想されますので、個別の審査状況にはお答えできかねます。審査が終了し次第、申請者の住所宛に交付決定通知と商品券（不交付の場合は不交付決定通知）を郵送しますので、郵便が届くまでお待ちください。

Q 2 1. 商品券はどこで使えるのか。

A 2 1. 商品券は赤の券と青の券の2種類があり、券の種類で使用できる店舗が異なります。使用できる店舗については、商品券を郵送する際に同封いたします取扱店一覧表のチラシをご確認ください。
また、下記の稲敷市公式ホームページにも掲載しております。
・稲敷市公式ホームページ内「令和5年度稲敷市物価高騰対策「暮らし応援商品券」について」：<https://www.city.inashiki.lg.jp/page/page008541.html>

Q 2 2. 商品券はいつからいつまで使用できるのか。

A 2 2. 商品券を使用できる期間は、令和5年10月1日から令和6年2月29日までです。使用期限を過ぎた商品券は無効となりますので、使用期間内でご使用ください。

Q 2 3. 商品券を使用する際の注意事項はありますか。

A 2 3. 下記の点にご留意のうえ、商品券を使用してください。
①商品券を現金と引き換えることはできません。
②ご使用に際してのつり銭はありません。
③公共料金・通信販売の支払いには利用できません。
④商品券の転売は禁止します。
⑤商品券の盗難・紛失または滅失などに対し、市はその責を負いません。

Q 2 4. 今回交付する商品券は課税対象となるのか。

A 2 4. 当該商品券は、所得税や法人税の計算上収入に計上する必要があり、課税対象となります。詳しくは、確定申告の際に、税務署や税理士などにご相談ください。